

低圧需要側の託送異動申込みについて

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター

第2.0版
2021年12月



～ 更新履歴 ～



版	更新日	更新内容	備考
1.0	2016年4月	新規作成	
1.1	2018年5月	低圧需要側における新增設申込方法の変更（メール・郵送からWebへ変更）にともなう更新 等	
2.0	2021年12月	<ul style="list-style-type: none">本資料のフォーマット変更低圧需要側における新增設申込みについての記載を分割※ ※ 別資料として掲載。スイッチング支援システムへ申込可能な種別に関する注意事項の更新 等	



(1) 託送供給等申込みの概要

- ・ 低圧需要側にかかわる託送供給等申込みについて…………… P.4
- ・ 託送供給等申込みの流れについて…………… P.6

(2) スイッチング支援システムを用いた申込みについて

- ・ スイッチング支援システムの主な機能…………… P.8
- ・ スイッチング申込みについて…………… P.9
- ・ スイッチングおよび再点申込みにおける注意事項…………… P.11
- ・ 再点申込みにおける注意事項…………… P.14
- ・ 廃止（撤去）申込みにおける注意事項…………… P.15
- ・ アンペア変更申込みにおける注意事項…………… P.17
- ・ アンペア変更等の訂正申込みにおける注意事項…………… P.18
- ・ スイッチング支援システムで訂正・取消ができない場合について…………… P.19
- ・ 受付時間外に申込みをした場合の電話連絡について…………… P.20
- ・ 本資料に関するお問い合わせ先…………… P.21



(1) 託送供給等申込みの概要

低圧需要側にかかわる託送供給等申込みについて（1 / 2）



- 低圧需要側にかかわる託送供給等申込みは、以下のとおりお申し込みください。

申込種別	申込内容	申込方法
スイッチング	供給する小売電気事業者さまが変更となる場合	「スイッチング支援システム」よりお申し込みください。
再点	現在廃止中の需要場所について、電気の使用を開始する場合	
廃止	現在供給中の需要場所について、電気の使用を停止する場合（原則、供給設備は残置いたします）	
撤去	建物の解体等にともない、弊社供給設備の取り外しが必要な場合 ※ 新增設申込みにかかわらない場合	
アンペア変更	現在アンペアブレーカー契約である需要者さまが、契約電流を変更する場合	
需要者情報変更	供給中の需要場所に関わる需要者さまの情報を変更する場合	

低圧需要側にかかわる託送供給等申込みについて（2 / 2）



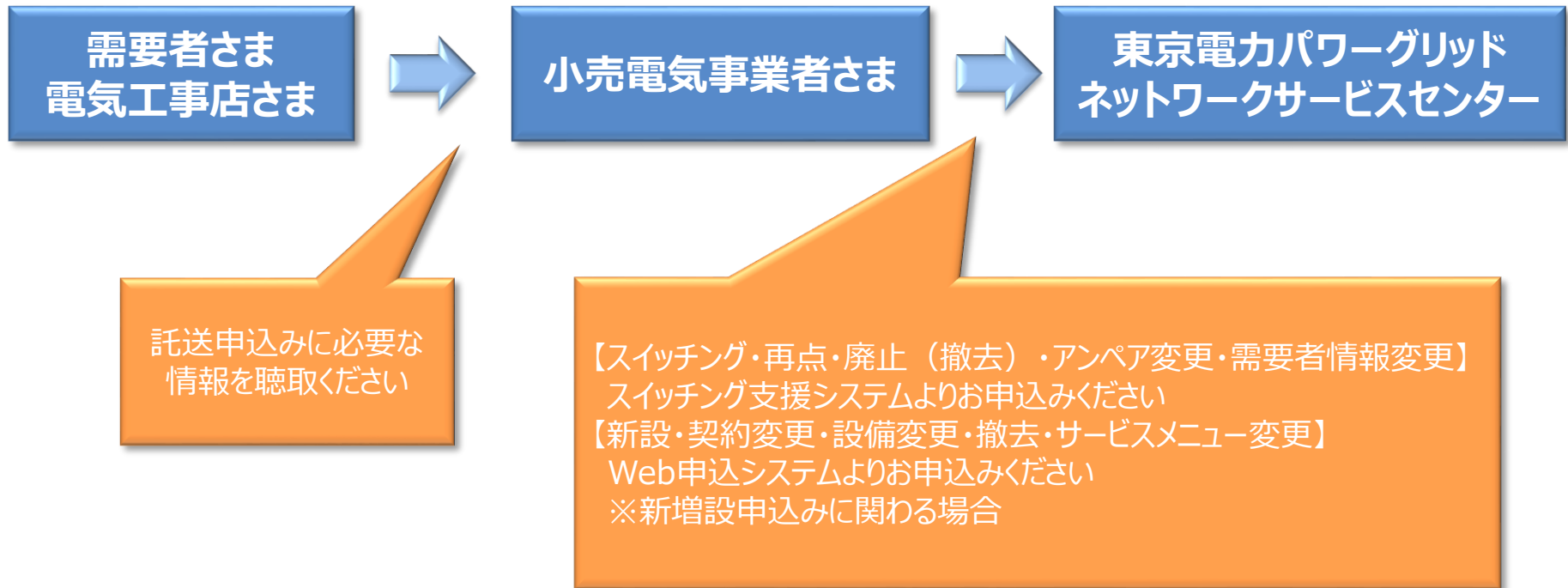
- 低圧需要側（新增設申込み）にかかわる託送供給等申込みは、以下のとおりお申し込みください。※詳細は「低圧需要側の新增設申込みについて」をご覧ください。

申込種別	申込内容	申込方法
新設	電気の供給にあたって新たに弊社供給設備を施設する場合	「Web申込システム」よりお申し込みください。 （必要に応じて資料を添付ください。）
契約変更	契約容量や契約決定方法等を変更する場合および変更にともない弊社供給設備の工事が必要となる場合	
設備変更	契約変更によらず弊社供給設備の工事が必要となる場合（逆潮流が発生しない発電設備の変更がある場合を含む）	
撤去	「新設」「契約変更」「設備変更」に関連した建物の解体等や臨時接続送電サービスメニューの使用期間終了にともない弊社供給設備の取外しが必要な場合	
サービスメニュー変更	弊社供給設備の工事がなく接続送電サービスメニューのみ変更となる場合	

託送供給等申込みの流れについて（低圧需要側）



- 需要者さま（電気工事店さま）からの申し出にもとづき、小売電気事業者さまより託送供給申込みを行ってください。





(2) スイッチング支援システムを用いた申込みについて

スイッチング支援システムの主な機能



- スwitching支援システムの主な機能と申込みが可能な業務は、以下のとおりです。

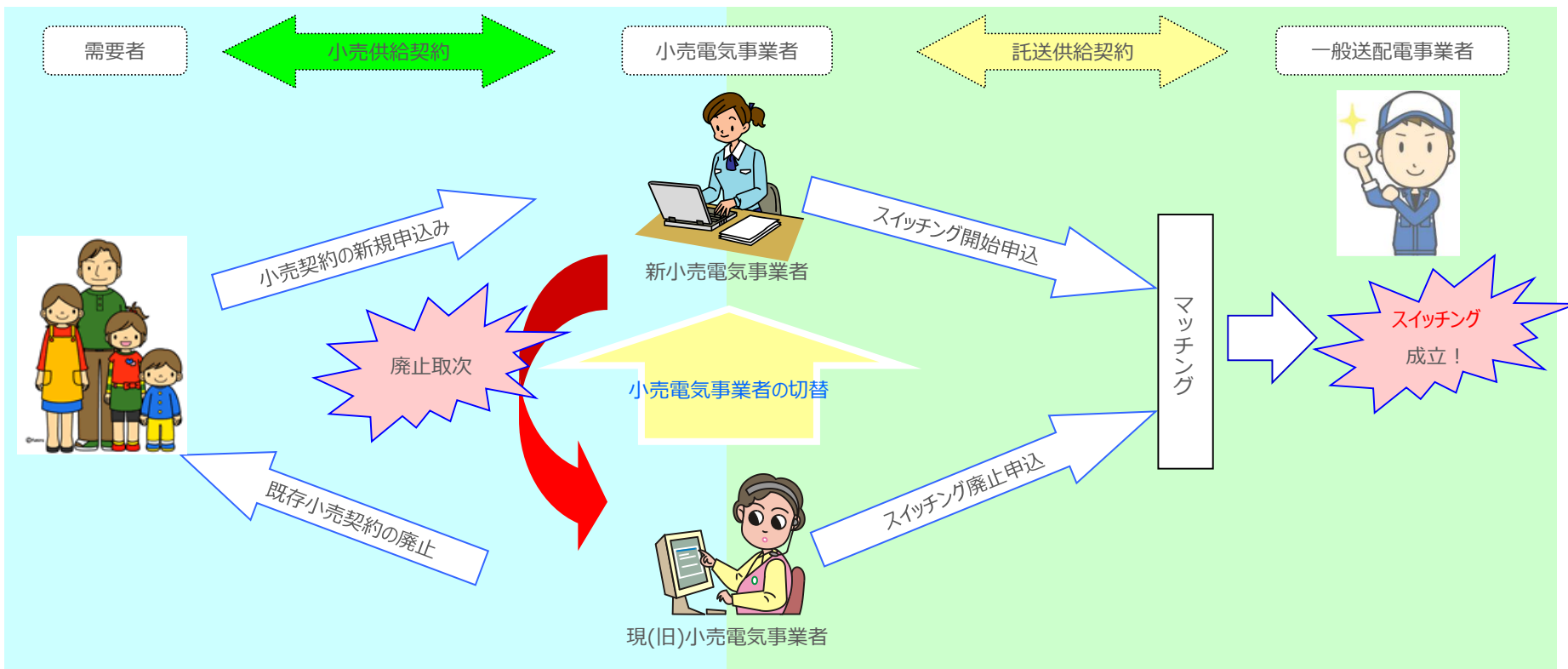
		対象範囲	
		需要	電源
託送契約手続き 託送契約の開始（再点）, 廃止等 一般送配電事業者への申込処理	託送契約異動申込	低圧（需要側） 500kW未満 高圧 特高圧	低圧FIT 限定
	スイッチング廃止取次 スwitching申込みを受けた際に, 現 (旧) 小売電気事業者側の使用廃止を取次		
託送契約手続き 需要者の電力使用量の取得 (現契約分のみ。最大過去13ヶ月分)	電力使用量情報取得		
	設備情報取得 現在の契約電力, メーター種別などの 情報を取得		住所情報のみ 照会可 (低圧FIT)

スイッチング申込みについて（1 / 2）



需要者が同一地点において電気使用を継続する状態で、電力を供給する小売電気事業者を切り替えることをスイッチングといいます。新たに供給を開始する新小売電気事業者と既存の契約を廃止する現(旧)小売電気事業者双方が契約手続きを円滑に実施することが求められ、双方の託送契約上の「スイッチング開始申込」と「スイッチング廃止申込」が揃う（マッチングといいます）と、スイッチング成立となります。

<参考：スイッチングのイメージ>



なお、需要者のスイッチングに係る諸手続きの負担軽減のため、新小売電気事業者が需要者に代わって現(旧)小売電気事業者へスイッチング支援システムを通じて廃止取次の申出ができます。

出典：スイッチング支援システム取扱マニュアル《スイッチング》

スイッチング申込みについて（2 / 2）



■ 標準処理期間は、以下のとおりです。

（1）マッチングについて

新小売電気事業者さまからの「スイッチング開始申込」と、現（旧）小売電気事業者さまからの「スイッチング廃止申込」を突き合わせする処理を「マッチング」といいます。マッチングができた日を起算日として、弊社はスイッチングに必要な工程を進めます。

スイッチング開始日とスイッチング廃止日が相違する場合、スイッチング開始日を原則、優先いたします。

（2）スイッチングに要する標準的な日数について

スイッチングに要する標準処理期間については、スマートメーターへの計器取替や弊社の手続きに関する期間を考慮して以下のとおり申込みをお願いいたします。

取替工事要否	標準処理期間	スイッチング処理期間
工事が必要	マッチング日 + 8 営業日 + 2 暦日	原則、標準処理期間満了日以降の、次回または次々回検針日を選択してください。※ただし、需要者が希望する場合は検針日以外も選択可能ですが、可能なかぎりご協力をお願いいたします。
工事が不要	マッチング日 + 1 営業日 + 2 暦日	標準処理期間満了日以降の日を選択してください。

（3）マッチング不成立について

「スイッチング開始申込」と「スイッチング廃止申込」双方の申込みが弊社になされ、「マッチング」することで「スイッチング」にかかわる手続きが行われます。したがって、スイッチング希望日より起算した標準処理期間を確保した日（以下、「マッチング期限日」といいます。）までに「スイッチング開始申込」もしくは「スイッチング廃止申込」がなされなかった場合は、マッチング不成立となります。その場合は、先だって申込みされていた「スイッチング開始申込」もしくは「スイッチング廃止申込」の申込み自体の取消を行い、その旨を小売電気事業者さまへお知らせいたします。

スイッチングおよび再点申込みにおける注意事項（1 / 3）



■ スwitching・再点申込みは、以下の点にご注意ください。

（1）供給地点の確認について

- スwitching支援システムの設備情報照会機能により、供給地点特定番号をご確認ください。
- 設備情報照会でも不明の場合は、供給地点特定番号照会Web申込にてお問い合わせください。

<東京電力パワーグリッドHP-供給者変更のお手続き-小売電気事業者さま向け電気の供給者変更の具体的なお手続き>

<http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/liberalization/kyoukyusya/change/retail/>

（2）現地に複数契約がある場合

現地に複数契約がある場合（電灯・動力等）で、いずれの契約もswitchingまたは再点を希望する場合は、希望する契約すべてについてswitching申込みまたは再点申込みを行ってください。

※ switching申込みまたは再点申込みのない関連契約については、switchingや再点は実施されません。

（3）契約決定方法の変更について

switching支援システム申込対象外の変更については（実量契約→アンペアブレーカー契約等）、別途、Web申込システムから契約変更をお申込みください。

※ 「switching開始申込」および「switching廃止申込」については、switching支援システムからお申込みください。

スイッチングおよび再点申込みにおける注意事項（2 / 3）



■ スwitching・再点申込みは、以下の点にご注意ください。

（4）実量契約への切り替えにともなうアンペアブレーカーの扱いについて

- スwitching・再点にあわせて実量契約への切り替えを希望されている場合は、スswitching支援システムからのスswitching開始申込み・再点申込みにて変更が可能です。
- この際、弊社は原則としてアンペアブレーカー（以下、「SB」といいます。）を残置（計量器の電流制限機能〔以下、「計器SB機能」といいます。〕を設定している場合は設定を継続）いたします。SBの撤去（計器SB機能の解除）を希望される場合は、SB撤去申込書（弊社所定様式）にてお申込みください。
 - ※ SBの撤去は、スswitching支援システムからお申込みできません。
- 不在等で作業ができなかった場合は、改めてお申込みをお願いいたします。

スイッチングおよび再点申込みにおける注意事項（3 / 3）



■ 実量契約への切り替えにともなうアンペアブレーカー撤去申込書は、以下のとおりです。

年 月 日	
東京電力パワーグリッド株式会社御中	
実量契約への切替に伴うアンペアブレーカー撤去申込書	
<small>下記需要者について、アンペアブレーカーの撤去またはスマートメーターの電流制限機能の解除を申し込みます。</small>	
1. 申込者情報	
小売電気事業者名	小売電気事業者コード
担当者	
連絡先電話番号	
2. 申込明細	
作業希望日	
希望時間帯	〈選択して下さい〉
供給地点特定番号	
供給地点情報	郵便番号
	住所
	建物名
	需要者名(カナ)
	需要者名(漢字)
需要者の電話番号	〈選択して下さい〉
3. ご連絡先明細	
ご連絡先	<input type="checkbox"/> 上記供給地点情報と同じ(異なる場合、チェックは入力せず、以下を入力)
ご連絡先情報	郵便番号
	住所
	建物名
	連絡先氏名(カナ)
	連絡先氏名(漢字)
連絡先電話番号	〈選択して下さい〉
特記事項	
<small>本申込書を受領する一般送配電事業者は、接続供給等の申込みおよび実施に際して得た情報を、託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。</small>	

書式は弊社ホームページよりダウンロードください。

再点申込みににおける注意事項



■ 再点申込みでは、以下の点にご注意のうえお申込みください。

(1) 不在送電時の注意喚起について

需要者さまが不在送電を希望する場合は、火災防止や機器故障対策のため、ブレーカーを「切」にしておく必要があること、それが不可であれば、過熱する電気製品等の電源OFFを行う必要があることを需要者さまに必ず注意喚起してください。

(2) 再点日当日の申込みについて

- ・ お急ぎで通電作業をご希望の場合は、小売電気事業者さまから弊社へご連絡をいただいておりますが、2020年4月の弊社託送業務システムの変更により、受付時間内は弊社への電話連絡が不要となっております。
- ・ 受付時間外にお急ぎで通電作業をご希望の場合は、従来どおり弊社まで電話連絡をお願いいたします。

(3) 供給地点を間違えて再点申込みを行った場合の手続きについて

供給地点を間違えて再点申込みを行った場合は、受付工程に応じて、次のとおりご対応をお願いいたします。

a. 受付工程が「申込処理中」、または「契約中に再点申込あり」の場合

スイッチング支援システムから取消申込みをお願いいたします。なお、取消申込みができない場合は弊社までご連絡をいただきますようお願いいたします。

b. 受付工程が「処理完了」の場合

弊社へ必ずご連絡をいただきますようお願いいたします。

弊社にてスイッチング支援システムによる廃止申込みの可否についてご案内いたします。

廃止（撤去）申し込みにおける注意事項（1 / 2）



■ 廃止（撤去）申し込みでは、以下の点にご注意のうえお申込みください。

（1）廃止時の注意喚起について

需要者さまが退去する前に、電気設備保安の観点から、アンペアブレーカー（SB）、契約主開閉器または漏電遮断器を「切」にするよう、需要者さまに必ず依頼してください。

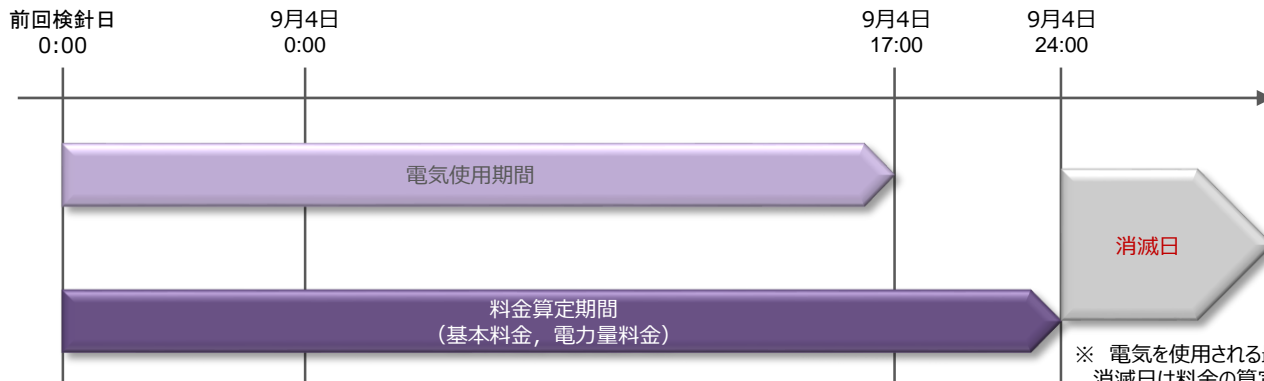
（2）廃止年月日の考え方について

東京電力エリアにおいては、最終使用日の翌日を接続供給廃止年月日として申込みをお願いいたします。

なお、接続供給廃止年月日を誤って最終使用日として申込みすると、需要者さまが使用中に通電遮断（送電停止）してしまう虞があるため、入力に際しては十分ご注意ください。

9月4日 17:00まで電気を使用して転居する。

消滅日	9月5日
料金算定期間	前回検針計量日 ~ 9月4日
基本料金	前回検針計量日 ~ 9月4日
電力量料金	前回検針計量日 0:00 ~ 9月4日 24:00



9月4日 17:00まで電気を使用される場合は、9月5日付の廃止としてお申込みください。

※ 電気を使用される最終の日の翌日 = 消滅日となり、消滅日は料金の算定期間に含まれない。

廃止（撤去）申請における注意事項（2 / 2）



■ 廃止（撤去）申請では、以下の点にご注意のうえお申込みください。

（3）廃止申請にともなう現場作業

- ・ 廃止申請受付にあわせて、弊社は自動で作業指示を行い、通電遮断（送電停止）を行います。
- ・ 廃止日以降で送電継続を希望される場合は、接続供給廃止日と同日の接続供給開始日で再点申請を行ってください。

（4）同一需要場所に発電側の契約がある場合

同一需要場所に発電側の契約がある場合、需要側の契約のみを廃止にすることはできません。需要側の廃止にあわせて、発電側の廃止もお申込みください。

（5）廃止（撤去）の申込み期限

廃止理由が需要者申し出の場合は、申込み廃止日の前日（電気の最終使用日）までにお申込みいただきますようお願いいたします。

※ 廃止日は、過去に遡ることはできないため、ご注意ください。

（6）撤去工事にかかる日数の確保

- ・ 廃止申請の「建物解体（設備撤去）有無」項目で、「あり」を選択した場合、弊社は原則として、弊社供給設備を撤去いたします。
 - ・ 建物解体日の直前にお申込みをいただいた場合、解体予定日までに撤去工事ができない可能性があります。
- ※ 設備撤去では工事日調整を行うことがありますので、調整ができるよう一週間前を目途にお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

アンペア変更申込みにおける注意事項



■ アンペア変更申込みでは、以下の点にご注意のうえお申込みください。

(1) 集合住宅の契約電流上限値について

- ・ 集合住宅の場合で、アンペアの増設を需要者さまから受付する際は、需要者さまが建物管理者さま等にアンペアを増設することの承諾を得ているか確認のうえ、受付していただきますようお願いいたします。アンペアの増設によって、建物の契約電流上限値を超過した場合、建物の屋内配線の安全を維持できないおそれがあります。
- ・ 弊社に契約電流上限値をお知らせいただいている集合住宅については、申込み内容が契約電流上限値を超過していない場合にかぎり、弊社はアンペア変更申込みを受付いたします。契約電流上限値を超過している場合は、お申込みにはなれませんのでご注意ください。

(2) 遠隔操作が可能な場合の作業について

- ・ スマートメーターが設置済みで、SB未取付であり、計器SB機能の設定がある地点については、現地での作業が不要（遠隔操作での作業が可能）であるため、需要者さまへの作業連絡は行いません。
- ・ 需要者さまには、「作業が必要になる場合のみ、東京電力パワーグリッドから連絡がある」とお伝えください。

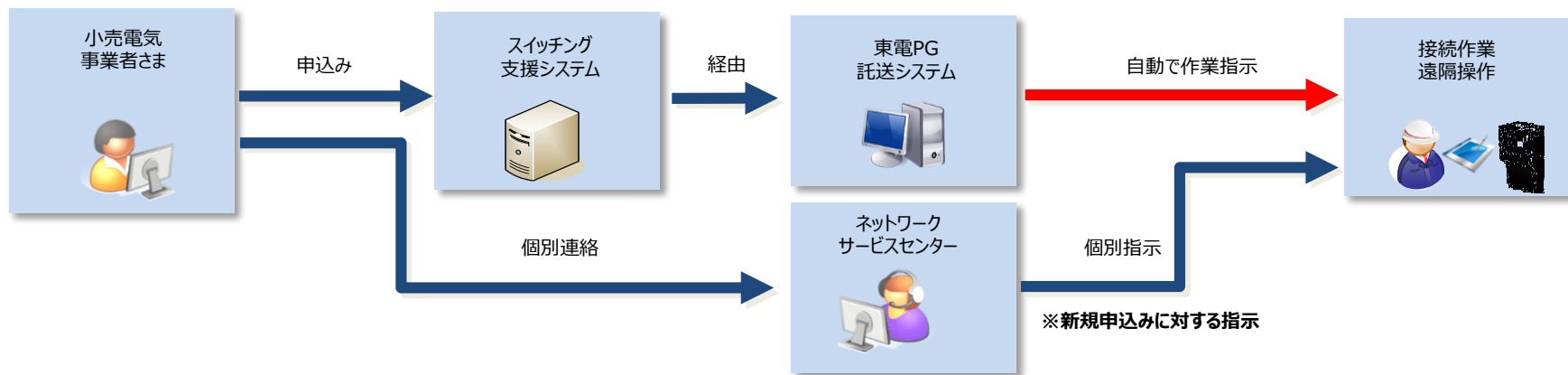
アンペア変更等の訂正申請における注意事項



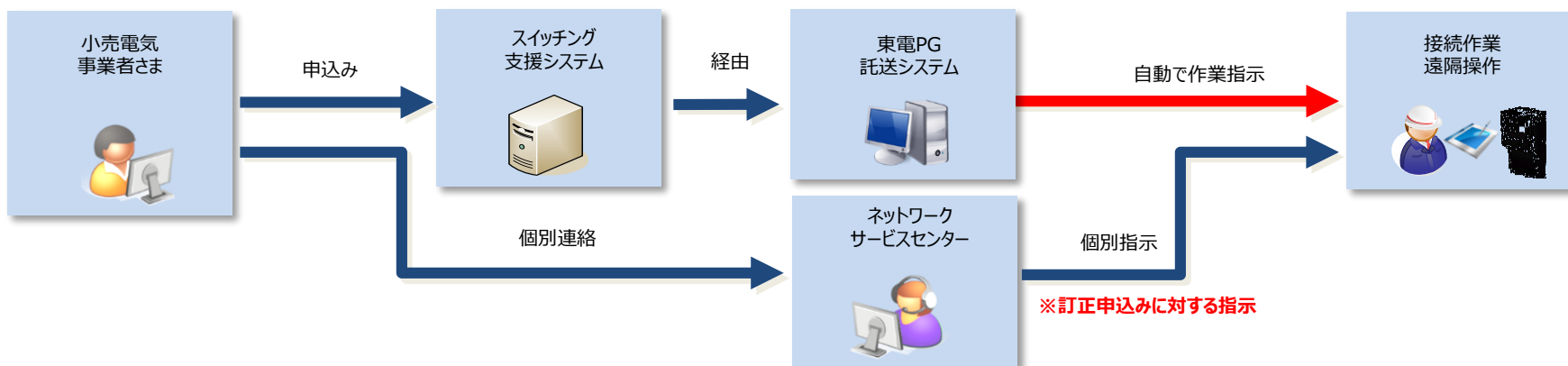
■ 訂正申請では、以下の点にご注意のうえお申込みください。

- ・ アンペア変更等の訂正申請において、電話やメールにて立会者等について個別のご連絡をいただいていた場合は、個別の作業指示が必要になることから、あらためて弊社までご連絡をお願いいたします。

■ 新規申込み時の流れ



■ 訂正申込み時の流れ



スイッチング支援システムで訂正・取消ができない場合について



- 受付工程が進んだこと等により、スイッチング支援システムでの訂正または取消ができない場合は、弊社ネットワークサービスセンターへメールにてご連絡ください。
 ※ お申込みの接続供給年月日を過ぎての連絡とならないようご注意ください。
- 連絡は、以下の依頼書をご活用ください。

東京電力パワーグリッド株式会社御中 年 月 日

申込内容の変更・取消依頼書

下記申込みについて、内容の変更または取消を依頼します。

1. 申込者情報

小売電気事業者名	小売電気事業者コード
担当者	
連絡先電話番号	

2. 変更・取消内容

託送申込番号	申込種別	供給地点特定番号	需要者名	変更内容	【変更前】異動年月 日	【変更後】異動年月 日
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					
	(選択して下さい)					

本申込書を受領する一送配電事業者は、接続供給等の申込みおよび実施に際して得た情報を、託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。

書式は弊社ホームページよりダウンロードください。

受付時間外に申込みをした場合の電話連絡について



- 弊社ネットワークサービスセンター受付時間外にスイッチング支援システムより弊社へ再点・廃止・アンペア変更申込みを行った場合、「受付時間を過ぎているため、電話連絡願います」とメッセージが全数表示されますが、実際に連絡が必要なケースは以下のとおりです。

(1) 再点で連絡が必要なケース

受付時間外にお急ぎで通電作業をご希望の場合

- ※ お急ぎで通電作業を希望される場合であっても、必ず再点申込みを行ったうえで弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

(2) 廃止（撤去）で連絡が必要な場合

建物の解体工事中等で、緊急で弊社供給設備の撤去作業が必要な場合

- 上記は、スイッチング支援システムでの申込み後、弊社緊急受付センターまでご連絡ください。
→ 緊急受付センター 03-4214-4676
- 上記以外のケースについては、原則としてご連絡は不要です。

本資料に関するお問い合わせ先



ネットワークサービスセンター 低圧受付第一グループ

電話：03-3509-1709（代表）

メール：nsc-moushikomit1@tepcoco.jp

※ダイヤル後、「1」を選択し、その後「1」を選択

振分 番号	アナウンス内容	
	第一階層	第二階層
1	電気のご使用に関するお申込みについて	1 低圧について
		2 低圧以外について
2	発電に関するお問い合わせについて	1 特別高圧について
		2 高圧・低圧について
		3 卸供給について
3	託送料金の請求や計算に関するお問い合わせについて	
4	託送供給等約款，新たな託送供給の開始に関する問い合わせについて	
5	それ以外について	